



税 金

税の種類、問合先

| 税の種類 | | 問合先 |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 特別区税 (大田区) | 特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税 | 特別区民税は※表1のとおり その他は、課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192 |
| 都税 (23区) | 不動産取得税、固定資産税、都市計画税など | 大田都税事務所 ☎ 3733-2411 |
| | 自動車税 | 都税総合事務センター ☎ 3525-4066 |
| | 法人二税(法人事業税、都民税)、個人事業税 | 品川都税事務所 ☎ 3774-6666 |
| | 事業所税 | 港都税事務所 ☎ 5549-3800 |
| 国税 | 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税 森林環境税など | 大森税務署 ☎ 3755-2111 雪谷税務署 ☎ 3726-4521 蒲田税務署 ☎ 3732-5151 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/ 森林環境税は※表1のとおり |

※表1

| お住まいの地域 | 税額、申告について | 納税について |
|--------------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 大森・山王・馬込・中央・池上・平和島 | 課税課(大森地区) ☎ 5744-1194 | 納税課 整理大森 ☎ 5744-1200 |
| 嶺町・田園調布・鶴の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・石川町・仲池上・上池台 | 課税課(調布地区) ☎ 5744-1195 | 納税課 整理調布 ☎ 5744-1201 |
| 蒲田・糀谷・羽田・萩中・六郷・矢口・下丸子・多摩川 | 課税課(蒲田地区) ☎ 5744-1196 | 納税課 整理蒲田 ☎ 5744-1202 |
| 大田区外 | — | 納税課 整理区外 ☎ 5744-1203 |

住民税

問合先 上記表1の各担当へ

特別区民税と都民税を合わせて住民税といい、申告、課税、納税について区が一括して取り扱っています。

● 納めていただく方

- ①区内に住所があり前年中に所得があった方
 - ②区内に住所がなくても事務所、事業所、家屋敷を有する方
- ※住所、事務所等があるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。
- ※①の方は、住民税の均等割と併せて森林環境税(年額1,000円)を納めいただきます。

● 課税されない方

- ▽賦課期日現在で、生活保護法の生活扶助を受けている方
- ▽障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ▽合計所得金額が45万円以下(例 給与収入のみの方は、年間100万円以下)の方

● 申告

住民税の申告期間は2月16日から3月15日までです。賦課期日現在の住所地の市区町村へ申告します。区の課税課または特別出張所に申告書を提出してください。

ただし、住民税が給与から差し引かれている給与所得のみの方や、所得税の確定申告をした方は申告書の提出は不要です。

● 所得のなかった方へ

所得がなかった方も、申告書を提出することにより非課税証明書の発行が可能となります。

また、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などを算定する基礎資料となりますので、申告をお願いします。

●所得控除

所得控除について、主なものをご紹介します。

| 種類 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 障害者控除 | <p>本人または同一生計配偶者その他の扶養親族のうちに、障がい者がいる場合</p> <p>①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳を持っている方</p> <p>②成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方</p> <p>③65歳以上の方で、障がい者に準ずるものとして各地域福祉課で認定を受けた方</p> <p>④いつも病床にいて、複雑な介護が必要な方(引き続き6ヵ月以上の寝たきりの状態にある方等)</p> <p>⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方</p> <p>※障害者手帳による申請の場合は、手帳の提示(コピー提出可)をお願いします。</p> <p>※障害者控除対象認定書、登記事項証明書による申請の場合は、毎年提出が必要です。</p> |
| 医療費控除 | <p>本人または生計を一にする配偶者その他親族の医療費を前年中に支払った方</p> <p>控除額 = (医療費 - 保険などで補てんされる金額) - (10万円または各種所得の合計額等の5%のどちらか少ない方の金額)ただし、控除の限度額は200万円です。</p> <p>※明細書の添付が必要です。</p> |
| 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) | <p>本人が、健康の保持増進や疾病予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行い、本人または生計を一にする配偶者その他親族のために、特定一般用医薬品等(以下、医薬品等)の購入費を支払った場合</p> <p>控除額 = (支払った医薬品等の購入費 - 保険などで補てんされる金額) - 1万2千円</p> <p>ただし、控除の限度額は8万8千円です。また、上記の医療費控除との併用はできません。</p> <p>※明細書の添付が必要です。</p> |
| ひとり親控除 | <p>現に婚姻していない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次に掲げる条件を全て満たす方</p> <p>①その者と生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する。</p> <p>②前年の合計所得金額が500万円以下</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいない。</p> |
| 寡婦控除 | <p>現に婚姻しておらず、事実上、婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方で、次のいずれかの条件に該当する方(ひとり親にあてはまる方を除く)</p> <p>①夫と死別またはその生死が不明で、前年の合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>②夫と離別し、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方</p> |
| 社会保険料控除 | <p>国民健康保険、国民年金、介護保険などの保険料を前年中に支払った方</p> <p>※国民年金保険料及び国民年金基金については、証明書の添付が必要です。</p> |

この他に、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、地震保険料控除、生命保険料控除、勤労学生控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、基礎控除などがあります。

パートのミニ知識 ※令和7年度の内容です。

例　夫が会社員、妻がパートの場合

●妻に税金がかかりますか。

所得税

妻のパート収入が年間103万円以下ならかかりませんので、もし月々のパート収入から所得税が天引きされている場合、年末調整か確定申告で還付されます。

住民税

パート収入が年間100万円以下ならかかりません。

●夫は配偶者控除を受けられますか。

妻のパート収入が年間103万円以下かつ、夫の合計所得金額が1,000万円以下であれば、夫は配偶者控除が受けられます。ただし、夫の合計所得金額により控除額が異なります。

●夫は配偶者特別控除を受けられますか。

妻のパート収入が年間103万円超201万6千円未満かつ、夫の合計所得金額が1,000万円以下であれば、夫は段階的に最高38万円(住民税は33万円)までの配偶者特別控除が受けられます。



税金

●寄附金控除

都道府県や区市町村・住所地の日本赤十字社や都道府県共同募金会・条例で指定した団体へ寄附した場合、税金から一定の割合で控除(基本控除)されます。なお、総務大臣の指定を受けた都道府県や区市町村への寄附(ふるさと納税)は基本控除に加え特例控除及び申告特例控除があります。申告特例控除は、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合に限り控除されます。

●定額減税

令和7年度分の個人住民税において、次の対象者に限り定額減税を実施します。令和6年の合計所得金額が1,000万円を超えて1,805万円以下であり、かつ控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する納税義務者に対して1万円が納税義務者の個人住民税(所得割)から減額されます。

●納税

納税には、次の2つの方法があります。

△普通徴収

自営業などの方を対象とした個人納付の方法を「普通徴収」といいます。毎年6月に、納税者本人に区から納付書などが送付されます。

○納期限

第1期分=6月末日、第2期分=8月末日、第3期分=10月末日、第4期分=翌年の1月末日

○納付場所

金融機関(銀行・信用金庫等)、郵便局、区役所、特別出張所、コンビニエンスストア、MMK設置店の窓口及び地方税統一のQRコード(eL-QRの読み取りまたはeL番号の入力)から地方税お支払サイト内のスマートフォン決済アプリ、インターネットバンキングなどで納めることができます。

詳細は大田区ホームページまたは納税課収納推進担当にお問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)も同様です。

△特別徴収

○給与からの特別徴収

サラリーマンなどを対象とした給与から天引きする方法を「給与からの特別徴収」といいます。税額は、「特別徴収税額通知書」により勤務先(特別徴収義務者)などを通じて、区から本人に通知します。勤務先では、6月から翌年5月まで、毎月の給与から天引きした税額を区に納入します。納入期限は給与を支払った月の翌月10日です。

○公的年金からの特別徴収

年金所得に係る住民税を年金支払い時に天引きする方法を「公的年金からの特別徴収」といいます。その年の4月1日現在に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方で、年金所得に対し住民税が課税となる方が対象となります。公的年金等支払者(特別徴収義務者)が年6回の年金支払い時に天引きして納税者に代わって納めます。

●口座振替

住民税の普通徴収分及び軽自動車税(種別割)のご納付は口座振替が便利です。

△申込用紙設置場所 納税課・特別出張所窓口、大田区内の金融機関

※大田区ホームページからダウンロードすることもできます。

△キャッシュカードによる口座登録手続き お申し込み金融機関が、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、芝信用金庫、城南信用金庫、ゆうちょ銀行のいずれかの場合は、納税課窓口にキャッシュカードをお持ちください。すぐに金融機関の承認を得ることができます。その場で手続きが完了します。

手順は、以下のとおりです。

- 1 口座振替依頼書へ記入していただきます。
- 2 キャッシュカードで、金融機関へ照会します。
(暗証番号を入力していただきます。)
- 3 口座登録手続き完了です。

△問合先 紳税課収納推進担当 ☎ 5744-1205

●納税相談

納税が困難になったとき、そのままにしておきますと滞納金がついてしまうばかりでなく、差押などの滞納処分を受けることもあります。納期限どおりの納税ができなくなったときや、納税方法などについてのご相談はお早めにご連絡ください。分納などの方法もあります。

△納税相談窓口 紳税課整理担当 (➡ 70P)

△夜間の納税相談窓口 原則毎月第2・4木曜の19時まで、納税課へ電話またはお越しください。

△日曜の納税相談窓口 10月から翌年3月までの年6回開催されます。開設日はお問い合わせください。

●減免制度

問合先 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192

生活保護を受けている方、災害などで生活が著しく困難になった方などは、住民税が減免となる場合があります。納期限までに申請してください。

軽自動車税(種別割)

問合先 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192

●納めていただく方

毎年4月1日現在に軽自動車、原動機付自転車等を所有している方に課税されます。4月2日以降に軽自動車等を譲渡または廃車されても、軽自動車税(種別割)の税率は定額であり、月割等による減額は行われませんので、その税金を全額納入いただきます。

●減免制度

生活保護を受けている方、障がいのある方などは、軽自動車税(種別割)が減免となる場合があります。納期限までに申請してください。

原動機付自転車等の登録・廃車

問合先 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192

新規登録、廃車、所有者の変更などは、すみやかに届け出してください。使用しない車をそのままにしておくと課税されます。届け出の窓口は次のとおりです。

| 軽自動車の種別 | 届出先 |
|---|---|
| 原動機付自転車、ミニカー(125cc以下、1.0kW以下) 小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用自動車等) | 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192 (廃車については特別出張所でも可) |
| 125ccを超えるオートバイ(軽二輪、小型自動二輪) | 東京運輸支局 登録部門 品川区東大井1-12-17 ☎ 050-5540-2030 |
| 660cc以下の軽四輪 | 軽自動車検査協会 東京主管事務所 港区港南3-3-7 ☎ 050-3816-3100 |

●普通自動車について

- 登録、廃車など
- 自動車税、減免申請など

東京運輸支局 ☎ 050-5540-2030

東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

仮ナンバー(臨時運行許可)申請

問合先 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192

車検切れなどの自動車の検査を受けるため、運輸支局などへ回送する仮ナンバーの申請を受付けしています。

税の証明

問合先 課税課(庶務・諸税) ☎ 5744-1192

●区で発行する税の証明

| 税の種類 | 証明書の種類 | 主な用途 |
|----------------|-----------------------|--|
| 特別区民税 都民税 | ・課税(非課税)証明書 ・納税証明書 | ・収入(所得)の証明などに使用 ・納付状況の証明に使用 |
| 軽自動車税 (種別割) | ・納税証明書(継続検査用、一般用) | ・継続検査用: 軽自動車等の継続検査(車検)を受ける場合に使用 ・一般用: 売買用や名義変更などに使用 |

●窓口申請による交付

■申請窓口

課税課、特別出張所、戸籍住民窓口
納税課(納税証明書のみ)

■お持ちいただくもの

- △本人の場合 本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- △代理の場合 委任状、代理の方の本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※ご家族の方であっても委任状が必要です。

委任状 令和〇年〇月〇日

(宛先)
大田区長

住 所 大田区蒲田5-13-14
委任者 氏 名 ○○○○印
生年月日 昭和〇年〇月〇日生

私は、下記の者に、令和〇年度(納税・課税・非課税)証明書の交付申請と受領を委任します。

住 所 大田区蒲田5-13-14
代理人 氏 名 ○○○○
生年月日 昭和〇年〇月〇日生

※①用紙は、便せんなどを使用してください。

②委任者の氏名は、直筆をお願いします。

●マイナンバーカードによるコンビニ交付

■発行できる証明書

特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書(いずれも今年度と過去2年度分)。

■対象者

区内在住で、証明年度に税の申告等をされた方で、マイナンバーカードをお持ちの方
※注)条件により、税証明書が取得できない場合があります。詳しくは、課税課(電話5744-1192)までお問い合わせください。

●郵送申請による交付

郵送で交付申請ができます。ご使用になる前に、2週間程度の余裕をもって交付申請をしてください。申請の際、次のものを同封してください。なお、電子メールや電話、FAXでの申請は受け付けておりません。また、本人の申請が原則です。

- 申請書は、区のホームページから申請書用紙をダウンロードできます。
- 手数料 1通につき300円(定額小為替をご用意ください)。
- 返信用封筒(ご自身の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。)

▼送り先 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
大田区役所 課税課 (庶務・諸税)



税金